

令和7年11月21日14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社ジェイアール東日本企画

期間: 令和7年11月21日から令和8年8月20日まで(9ヶ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社ジェイアール東日本企画が補助金を過大に請求していたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局
総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)
契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)
建設専門官 早川 健 (内線 2512)
総務部経理調達課 TEL 078-391-7576
経理調達課長 加藤 英明 (内線 6310)
経理調達課長補佐 武田 知美 (内線 6313)

令和7年11月21日
近畿地方整備局

株式会社ジェイアール東日本企画に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

国土交通本省及び観光庁が令和5年度に株式会社ジェイアール東日本企画に交付した補助金2件に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していた。

2. 指名停止措置理由

株式会社ジェイアール東日本企画が補助金を過大に請求していたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止9ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社ジェイアール東日本企画

東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年11月21日から令和8年8月20日まで(9ヶ月)

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2＞

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。